参考資料１

清掃工場に係る環境影響評価の手続きについて

（１）環境影響評価準備書の概略

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、開発事業の内容を決めるに当たり、当該事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度です。

事業者は、環境影響評価方法書の手続きを経て決定した評価項目や方法で、調査・予測・評価を実施し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において、その調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示します。この準備書について、事業者は、市民、専門家、地方公共団体などの意見を聴き、必要に応じて準備書の内容を見直したうえで環境影響評価書を作成します。準備書の具体的な手続きは以下のとおりです。

① 事業者は、準備書及び要約書を市に提出し、市は、公告・縦覧を行う。
② 事業者は、準備書の記載事項を周知するため、一般の方に対し説明会を開催する。
③ 市は、市民等から環境の保全の見地からの意見を受け付け、事業者に写しを送付する。
④ 事業者は、③の意見に対する見解書を市に提出し、市は、公告・縦覧を行う。
⑤ 市は、市長意見を述べるために必要があると判断した時に、公聴会を開催する。
⑥ 市は、事業者に対し、環境の保全の見地からの意見（市長意見）を提出する。
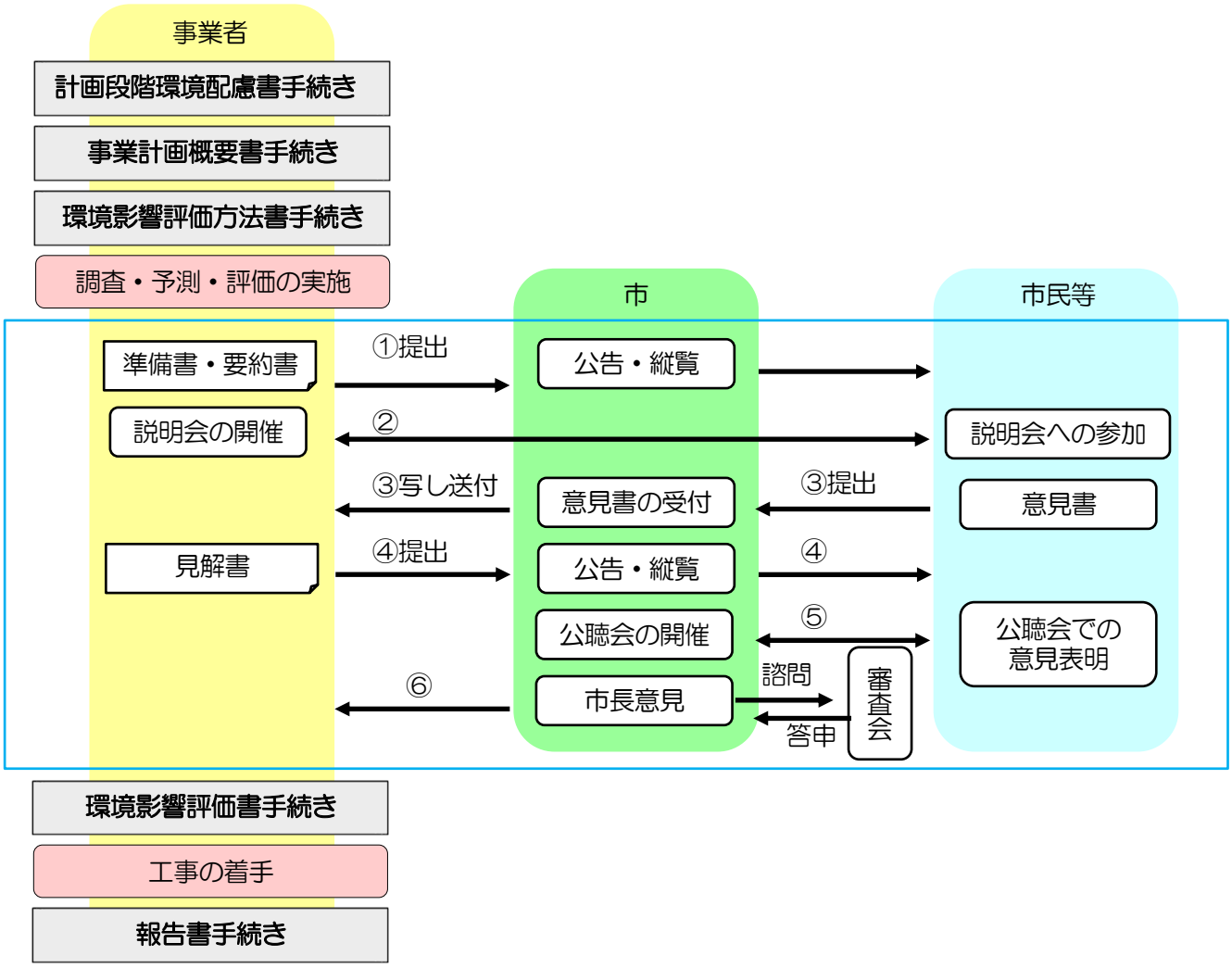
（２）準備書等事務フロー